

令和2年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	事項	担当課	詳細	措置内容	措置通知日
駐車場に係る使用許可	指摘事項	財産経営課	<p>●使用許可手続の遺漏について</p> <p>鳥取銀行鳥取市役所支店の社用車については、常時駐車している実態があるものの、その使用許可に係る正規の手続きを行っておらず、結果として行政財産使用料（駐車料）を徴収していなかった。早急に所定の手続きを行い、かつ行政財産使用料の徴収額について精査されたい。</p> <p>なお、行政財産使用料の免除の是非にあたっては、「行政財産使用料の減免措置について【意見】」に基づき調査した結果に準ずるべきである。</p>	<p>令和3年度分から適正な使用料に改めました。</p> <p>なお、行政財産使用料条例第4条（使用料の減免）の申請に関する審査基準の見直しを行い市ホームページに公表しました。</p>	R5.4.28
株式会社鳥取銀行に対する使用許可	意見	財産経営課	<p>●行政財産使用料の減免措置について</p> <p>行政財産使用料は旧庁舎時から減免（半額）されており、新庁舎に移転した現在もそれを継続している。本件における減免の根拠としては、鳥取市財産規則第11条の4第1項第5号「市の事務の執行上、市長が特に必要と認めたとき」とされている。しかし、新庁舎移転に伴う減免の再検討にあたり、鳥取銀行職員の公金出納業務の従事状況の実態調査は行われておらず、その減免の決定に際し客観的数値や資料等が残されていない。については、支店の従業員の公金出納業務の従事割合を調査し、その結果を客観的数値等で示したうえで、減免の可否決定をされたい。</p> <p>またこれに合わせ、鳥取市財産規則第11条の4第1項第5号「市の事務の執行上、市長が特に必要と認めたとき。」についても、恣意性の排除の観点から、何らかの判断基準を別に定められたい。</p>	<p>行政財産使用料の減免の決定に際しては、地方財務実務提要（ぎょうせい）には「地方公共団体の出納事務の占める割合の如何にかかわらず、減免の対象とすることも差支えない。」との記載があるため、調査を行わず減免することとしています。</p> <p>これに合わせ、行政財産使用料条例第4条（使用料の減免）の申請に関する審査基準については、「市の事務の執行上、市長が特に必要と認めたとき。」の判断基準の見直しを行い、市ホームページに公表しました。</p>	R5.4.28
コミュニティFMスタジオに係る使用許可	意見	財産経営課	<p>●使用料減免について</p> <p>使用料減免の根拠としては、広域放送よりも地域に密着した「市民参加」「防災及び災害時の放送」を行う役割に着目し、50%減免としている。使用料の減免割合と、コミュニティFMの放送番組全体に占める市の行政情報番組の放送割合は関係ないとのことであるが、実際の市の行政情報番組の放送時間は5割に満たないのが現状である。鳥取市財産規則第11条の4第1項第5号「市の事務の執行上、市長が特に必要と認めたとき。」の適用の際の減免割合の決定において、明確な基準がないため、基準を定め、減免の是非について検討されたい。</p>	<p>行政財産使用料条例第4条（使用料の減免）の申請に関する審査基準の見直し（R5.4.1施行）を行い市ホームページに公表しました。</p>	R5.4.28